

景観重点地区の 塀・垣の修景工事への補助金

～より良い景観づくりを応援します～

久留米市景観重点地区の修景に関する補助金

京町周辺景観重点地区
で活用できます！

潤いや歴史や文化を感じるまちなみへ…



補助金の対象工事はこちら

生垣



工事費の50%以内
(上限 **5万円**)

板塀



工事費の50%以内
(上限 **10万円**)

土塀



工事費の50%以内
(上限 **15万円**)

《 詳しくは裏面をご覧ください 》

補助額・対象工事

対象工事：景観重点地区内の生垣、板塀、土塀の新設、増設、移転、外観の改修等の工事

外構の種類	補助金額・限度額	修景基準
生垣	工事費の 50% 以内 (上限 5万円)	<ol style="list-style-type: none"> 公共の場から望見できる部分の樹木の高さが 50cm 以上かつ 植栽間隔が1mメートル以下のもの 生垣の樹木は まちなみに調和した樹種とし、かつ健全なもの 生垣の前面にコンクリートブロック等の 土留めを設置する場合、その高さが60cm以下のもの
板塀	工事費の 50% 以内 (上限 10万円)	<ol style="list-style-type: none"> 板塀の 高さは1.5m程度とし周辺にあわせること 板塀及びそれに付随する門は歴史的な建物等と調和した 目板塀や大和塀等の和風の仕様とすること 板塀の色彩は原則、木材の素材本来の色とすること。着色する場合は落ち着いた 茶系やダークグレーとすること ブロック塀を板塀に見えるようにする場合でも、同様の基準に合わせること
土塀	工事費の 50% 以内 (上限 15万円)	<ol style="list-style-type: none"> 土塀の 高さは1.5m程度とし周辺に合わせること 土塀及びそれに付随する門は歴史的な建物等と調和した、和風の仕様とすること。 土塀の色彩は原則、土の素材本来の色とすること。着色する場合は、落ち着いた 茶系や無彩色とすること ブロック塀を土塀に見えるようにする場合でも、同様の基準に合わせること

補助の要件

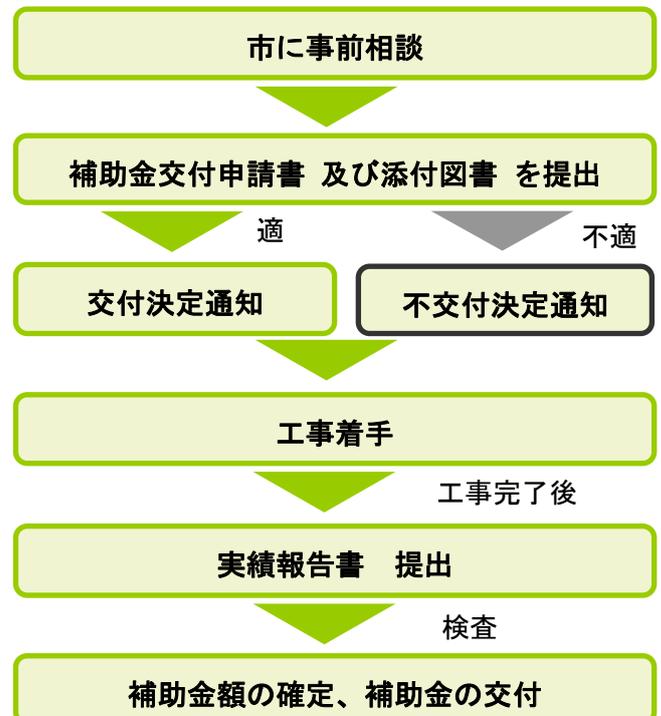
- ◆ 景観重点地区内の敷地であること
- ◆ 公共の場から望見できる塀等であること※
- ◆ 塀・垣等の種類に応じた修景基準を満たすもの

※道路沿いでなくても、道路に面した空間で道路から見える場所の塀等であれば、対象となります。(平成31年4月改正)

申請にあたっての注意事項

- ◆ 1敷地につき、1回限り受けることができます。
- ◆ 申請する年度内に事業は完了してください。
- ◆ 予算の範囲を超えた場合は申請出来ない場合があります。
- ◆ 必ず補助申請をする前に市にご相談ください。

補助金交付までの流れ



◆申請・問合せ先◆ 久留米市都市建設部都市計画課

〒830-8520 久留米市城南町15-3/TEL: 0942-30-9083/FAX: 0942-30-9714

E-mail: toshikei@city.kurume.fukuoka.jp